

議第 115 号

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

公共交通機関等の利用者の利便性向上を図り、かつ、周辺の交通の円滑化を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例

下呂市市営駐車場条例（平成16年下呂市条例第137号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
駐車場の 区分	自動車 の種類	料金区分	金額	駐車場の 区分	自動車 の種類	料金区分	金額
旧呂翠荘公営駐車場の項～幸の瀬駐車場の項（略）				旧呂翠荘公営駐車場の項～幸の瀬駐車場の項（略）			
金山駅前 駐車場	普通自動車 及び軽自動車	月極め契約による 使用	4,710 円	金山駅前 駐車場	普通自動車 及び軽自動車	月極め契約による 使用	4,710 円
		一時的な 使用（ただし、連続して3 日を越えない期間 の使用とする。）	<u>無料</u>			一時的な 使用	<u>200円</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

公共交通機関等の利用者の利便性向上を図り、かつ、周辺の交通の円滑化を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 金山駅前駐車場の一時的な使用による使用料を無料とします。(ただし、連続して3日を越えない期間の使用とします。)

(別表関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

